

DESTINATION・スペシャリスト (DS) 養成講座・認定試験終了のお知らせ

トラベル・カウンセラー制度の中核である『DESTINATION・スペシャリスト (DS)』養成講座は、各国観光局ならびに協力団体の皆さまのご理解とご協力を得ながら、2005年のスタート以来、累計9,000名を超える認定者を輩出してまいりました。しかしながら、当協会を取り巻く環境の変化等により、当講座ならびに認定試験は2014年3月末をもって終了させていただくこととしました。

一方で、世界主要国を8エリアに編成し、エリアごとの「スペシャリスト」となるための新たな資格制度の設計を現在進めております。当該資格を取得するための新講座・試験は2015年春より開設する予定ですが、詳細につきましては、随時、当協会ホームページまたはメールを通じてご案内させていただきます。

なお、『トラベル・コーディネーター』養成講座、ならびに『テーマ・スペシャリスト』の認定につきましては、2014年度も引き続き実施いたします。多くの方々のチャレンジをお待ちしております。

2014年3月24日 トラベル・カウンセラー制度推進協議会
※2015年9月1日以降、一般社団法人日本旅行業協会へ事業移行

DS 認定者 (有資格者) の皆さまへの対応について

- 1 DS 資格の更新は2013年度末をもって終了いたします。
- 2 一方、DS 認定者 (有資格者) の皆さまの資格有効期限を2019年3月末まで延長し、現在お持ちの有効な DS 認定証、DS 証明証 (カード) の有効期限を「2019年3月末」に読み替えることとします。
※2014年3月末時点において、有効な資格をお持ちの方であれば、取得・更新年月を問いません。
ただし、2014年1～2月実施の資格更新を行わなかった方は対象外とします。
※現在お持ちの DS 認定証・証明証の再発行はいたしません。
- 3 現在の登録個人情報については、新制度のご案内に使用させていただきます。登録情報に変更が生じた場合は、下記より変更手続きをお願いいたします。
URL: <https://www.traco.jp/reg/>

DS 認定試験合格者で認定申請がお済でない方への対応について

- 1 DS 認定申請は2014年度以降も可能で、DS 認定証・証明証を発行します。
- 2 DS 資格の有効期限は、現認定者と同様、申請年月に係わらず「2019年3月末」となります。
- 3 認定要件、認定料については、変更ありません。別紙 (次ページ) をご覧下さい。

別紙

デスティネーション・スペシャリスト認定試験に合格した方は、認定要件が整っていれば2014年度以降も『デスティネーション・スペシャリスト』として認定いたします。申請手続きを行ってください。

認定料

認定手続きには別途認定料が必要になります。

【認定料】5,000円(税込) ※2科目以降以降は3,000円(税込)

認定要件

《学生》

1. 認定申請時に大学生であること。
2. 認定国・地域へ直近(認定申請時から)5年間で1回以上の渡航経験があること。

《一般》

1. 現在、旅行会社および、旅行業関連企業に勤務し、かつ実務経験が1年以上あること。
2. 認定国・地域へ直近(認定申請時から)5年間で1回以上の渡航経験があること。
3. 次のうち、いずれかに該当すること。
 - a. 総合旅行業取扱管理者
 - b. トラベル・コーディネーター資格認定者
 - c. 所属旅行会社から適切なものと推薦された方

※旅行会社からの推薦について：

合格後、送付される認定申請書の所属旅行会社からの推薦欄に責任者の署名押印をもらうことにより、推薦とします。

※認定国・地域への渡航経験について：

認定登録申請時に申告。渡航経験は、業務渡航、私事渡航などを問いません。複数国・地域の科目の場合、そのうち1カ国・地域の渡航経験であっても認定いたします。

※派遣添乗員の方については、「総合旅行業取扱管理者」以外の資格で受験された場合、上記認定要件と異なり、「実務経験1年以上、かつ200日以上海外添乗経験」が必要です。

以上